

# 沖縄県環境基本条例

平成12年3月31日

条例第15号

改正

平成20年12月26日条例第43号

沖縄県環境基本条例をここに公布する。

沖縄県環境基本条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

##### 第1節 環境の保全及び創造に関する基本的な計画（第8条—第10条）

##### 第2節 環境基準（第11条）

##### 第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策（第12条—第26条）

##### 第4節 地球環境の保全等に関する施策（第27条・第28条）

#### 附則

私たちの郷土沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下に広大な海域に散在する多くの島しょから構成されている。島の沿岸にはサンゴ礁が発達し、島々は複雑な地形、地質からなり、それぞれの地域性を創りあげ、豊かではあるが、脆弱な自然環境という特性を有している。また、我が国の南西端に位置するという地理的特性から、琉球王朝時代には中国や東南アジア諸国との交易が行われ、独特の伝統文化が育まれた。しかし、このような本県の自然環境や文化は、先の大戦によりか烈な戦禍を被り、更に、戦後27年間の長期にわたる米国の施政権の下で広大な基地が建設されたことにより著しく変貌してしまった。日本復帰後は、社会資本の整備をはじめとする開発が急速に進められたことに伴い、環境への負荷が増大し、また、依然として広大な面積の米軍施設・区域が存在し、基地から派生する航空機騒音等の様々な環境問題は、県民生活や自然環境に影響を及ぼしている。これらの問題に加え、今日の環境問題は、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市や生活に密着した問題から、地球環境問題といった空間的な広がりや将来の世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がりをも有するに至っている。健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の私たちの権利であるとともに、これを保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐことは私たちの責務である。この責務を果たすため、私たちは、環境が有限であり、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、郷土の環境、そして人類の生存の基盤である地球環境を保全することの大切さを学び、県民、事業者及び行政が協力して、社会経済活動や生活様式を、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を創りあげていかなければならない。このような認識に立ち、環境の保全及び創造を重視し、豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県を実現するために、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来にわたって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

一部改正〔平成20年条例43号〕

##### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、県内のすべての地域においてそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて環境に影

響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から人と自然との共生を基本として、総合的に環境に配慮することにより、豊かな自然環境を保全し、住みよい快適な生活環境を実現することを旨として行わなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(県の責務等)

第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、土地の利用計画、都市計画、企業の立地等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

2 県は、前項に定める施策の策定及び実施するに当たっては、市町村と連携、協力を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理するとともに、その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活が環境の保全及び創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他の環境保全活動に協力するように努めなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第7条 観光旅行、業務等の目的で県内に一時的に滞在する者(以下「観光旅行者等」という。)は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

### 第1節 環境の保全及び創造に関する基本的な計画

(環境基本計画)

第8条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、沖縄県環境審議会及び市町村長の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

第9条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 前項の場合において、県は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。

(2) 生物の多様性が確保されるとともに、森林、農地、河川、湖沼、海岸、海域等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的、文化的遺産が保全されること。

(4) 環境保全上の支障が未然に防止されること。

(5) 地球環境保全に配慮すること。

3 県は、第1項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(環境白書)

第10条 知事は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした環境に関する白書を定期的に作成し、及び公表しなければならない。

第2節 環境基準

追加〔平成20年条例43号〕

第11条 知事は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に定める基準のほか、必要があると認めるときは、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を定めるものとする。

2 環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

3 知事は、この章に定める施策であって公害の防止に関するものを総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準及び環境基本法第16条第1項の基準が確保されるよう努めなければならない。

4 知事は、環境基準を定めるに当たっては、沖縄県環境審議会の意見を聴かななければならない。環境基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 知事は、環境基準を定めたときは、環境基準を県公報で告示するものとする。環境基準を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

追加〔平成20年条例43号〕

第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策

一部改正〔平成20年条例43号〕

(県民等の意見の反映)

第12条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第13条 県は、県民等及び観光旅行者等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(県民等の自発的な活動の促進)

第14条 県は、県民等が自発的に行う自然環境の保全に関する活動、緑化活動、美化活動、資源の再利用に関する活動、地球環境保全に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(情報の提供等)

第15条 県は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(環境影響評価の推進)

第16条 県は、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について、自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(規制等の措置)

第17条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 土地利用に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(3) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

(4) 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生動植物又は地形若しくは地質その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

3 県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な指導その他の措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(誘導的措置)

第18条 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要がある場合には、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（施設の整備等）

第19条 県は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（資源の循環的な利用等の促進）

第20条 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（自主的な環境管理の推進等）

第21条 県は、事業者がその事業活動に際して、環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことについて、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、同項に定める自主的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（調査の実施）

第22条 県は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するように努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（監視等の体制の整備）

第23条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（科学技術の振興）

第24条 県は、環境の保全及び創造に関する科学技術の振興を図るため、研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（国及び他の地方公共団体との協力）

第25条 県は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策等を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（財政上の措置）

第26条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

第4節 地球環境の保全等に関する施策

一部改正〔平成20年条例43号〕

（地球環境保全のための行動の促進）

第27条 県は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

（地球環境保全のための国際協力）

第28条 県は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術の提供等を行うよう努めるものとする。

2 県は、その環境保全上の取組の成果を、気候、地理的条件等の共通する世界の熱帯地域、亜熱帯地域、島しょ等における環境の保全に役立てるよう努めるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

附則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成20年12月26日条例第43号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。（後略）